

都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局長  
( 公 印 省 略 )

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律  
の整備に関する法律等の施行について (通知)

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律 (令和元年法律第 37 号) については令和元年 6 月 14 日、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令 (令和元年厚生労働省令第 46 号) については同年 9 月 13 日に公布され、これらの法律及び省令の規定による社会福祉士及び介護福祉士法 (昭和 62 年法律第 30 号。以下「法」という。) 及び社会福祉士及び介護福祉士法施行規則 (昭和 62 年厚生省令第 49 号。以下「規則」という。) の改正が同年 12 月 14 日より施行される。

これらの改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、貴職におかれてはこれを御了知いただくとともに、関係機関に対し周知を行っていただくようお願いする。また、各自治体におかれては、貴管下市町村のほか、事業者、関係団体等に対し、その周知徹底方をお願いする。

なお、この通知は、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言として発出するものである。

記

**第一 改正の趣旨**

成年後見制度の利用の促進に関する法律 (平成 28 年法律第 29 号) に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人又は被保佐人であることを理由に不当に差別されないよう、資格や営業許可等の各制度において定められている成年被後見人又は被保佐人に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るもの。

**第二 改正の内容**

**1 社会福祉士及び介護福祉士の欠格事由の見直し (法第 3 条並びに規則第 1 条の 2 及び第 15 条関係)**

法第 3 条に定める社会福祉士及び介護福祉士の欠格事由について、同条第 1 号を「成

年被後見人又は被保佐人」から「心身の故障により社会福祉士又は介護福祉士の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの」に改め、同号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により社会福祉士又は介護福祉士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。また、上記に伴い、所定の様式を改正すること。

また、法第3条第1号に心身の故障がある者に対する個別的・実質的な審査によって適格性を判断する規定を設けたことに伴い、同条各号で定める欠格事由等に該当する場合の届出義務者について、整理を行うもの。

## **2 認定特定行為業務従事者の欠格事由の見直し（法附則第4条並びに規則附則第5条の2及び附則第8条の2関係）**

法附則第4条第3項に定める認定特定行為業務従事者の欠格事由について、同項第1号を「成年被後見人又は被保佐人」から「心身の故障により特定行為の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの」に改め、同号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により特定行為の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

また、法附則第4条第3項各号で定める欠格事由等に該当する場合の届出義務者について定めること。